

寺内町全域が重要伝統的建造物群保存地区に追加選定されました

問い合わせ 文化財課（内線508）

富田林伝統的建造物群保存地区は、平成9年10月に、寺内町のうち約11ヘクタールが重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

今回、重要伝統的建造物群保存地区の西側に続く約1.9ヘクタールの範囲が、「伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」として、8月17日付で追加選定されました。これにより、重要伝統的建造物群保存地区は東西約470m、南北約400m、面積約12.9ヘクタールとなり、寺内町の全域を含むこととなりました。

※詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

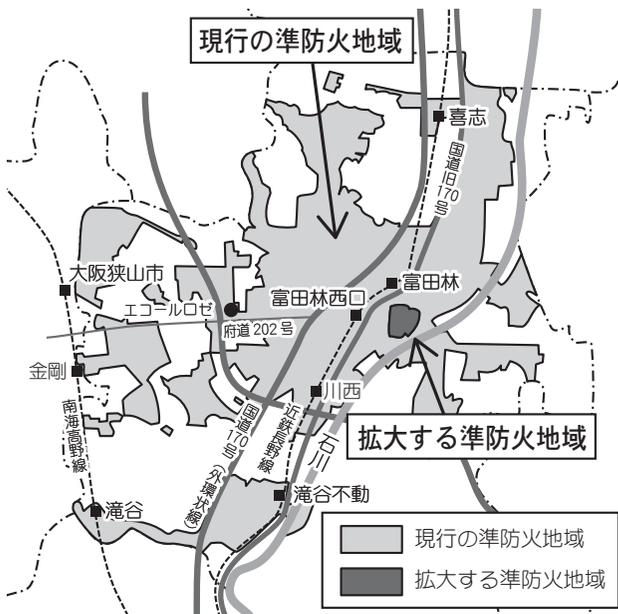


富田林伝統的建造物群保存地区とは

中世末期に形成された寺内町の骨格を引き継ぎながら、江戸時代には「在郷町」として、近代には南河内の中核都市として発展した歴史的市街地です。

重厚な造りの商家をはじめ、江戸時代から昭和中期までの各時代の特徴を持つ町家や寺院などが一体となり、特色ある歴史的景観を良好に伝えています。

30年10月1日（月）以降に着工する建築物であり、今回の指定拡大により、準防火地域、準防火地域の指定区域は、第一種低層住居専用地域、工業専用地域を除く市街化区域全域となります。また、今



準防火地域の指定区域を拡大しました

準防火地域とは、地震などの災害により生じる市街地における火災の延焼被害を抑えることを目的とし、建物に一定の耐火性能を義務付けるものです。

本市では、災害に強いまちづくりをめざし、今後発生が懸念されている大規模災害に備えて、寺内町全域に準防火地域の指定区域を拡大しました。

なお、今回の対象区域において準防火地域の建築制限が適用されるのは、平成

回の対象区域は、富田林伝統的建造物群保存地区に指定されており、同保存地区では、歴史的な町並みを保存するにあたっての建築制限が併せて適用されますので、新築や修理などを検討されている人は、お問い合わせください。

お問い合わせ 準防火地域の指定拡大について 453、459、同保存地区での建築制限について 文化財課（内線508）

市表彰式を開催します

市民の皆さんもご参加ください

本市では、自治振興、教育文化、公安防災、産業振興、福祉衛生、スポーツ、善行などさまざまな分野で活躍・貢献された皆さんの功績をたたえ、表彰式を開催します。

表彰式には、受賞者のご家族、ご友人をはじめ一般の人もご参加いただけます。

皆さんで晴れの受賞者を祝福し、その功績をたたえましょう。

とき 11月3日(祝)、午前10時開式(午前9時30分受付付け)

ところ すばるホール4階 銀河の間
問い合わせ 秘書課(内線312)

教育委員に

南 栄子さんが就任、 勝山 健一さんが再任

9月の市議会定例会の同意を得て、10月1日(月)付で教育委員に南 栄子さんが就任されます。また、同日付で、勝山 健一さんが再



新たに教育委員に就任された南さん

任されます。

《退任》

これまで教育委員を務められた阪井 千鶴子さんは9月30日付で退任されます。阪井さんは平成17年10月より教育委員を務められ、本市教育行政の推進に貢献されました。
問い合わせ 教育総務課(内線355)

避難行動要支援者名簿に登録を

災害時の避難行動要支援者対策として、ご本人の申し出などにより「避難行動

要支援者名簿」に登録し、支援が必要な人の情報を適切な情報管理のもと、地域の

支援組織に提供して、いざというときに備えていただく取り組みを進めています。同名簿への登録を希望される人は、地域福祉課または地域の民生委員・児童委員までご連絡ください。
問い合わせ 地域福祉課(内線283)



富田林市長 多田 利喜

四季雑感

このたびの「台風第21号」ならびに「平成30年北海道胆振東部地震」により、お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された方々には、心からお見舞いを申し上げます。

本市では、幸い人命にかかわる被害はありませんでしたが、暴風による倒木、道路の通行止め、停電、家屋の損壊、農業被害などが相次ぎ、改めて自然の猛威を認識したところです。市民の皆さまには、何かとご不便をお掛けしますが、関係機関と連携しながら、市職員一丸となって支援、復旧に取り組んでいますので、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

皆さまご承知のとおり、今年は自然災害が日本列島で多発しており、突如として発生する地震やこれまでにない動きをする台風、ゲリラ豪雨の発生など、想定外の事態に対する「備え」というものが、いつの時でも非常に重要であるということはいうまでもありません。

本市の場合も地形的に土砂災害などの警戒区域を有していることから、いつ如何なる事態になろうとも、人命第一、地域の安全を第一に考えて行動できるよう、日頃の訓練を含め、あらゆることを想定して、準備しておくことが重要です。

本市ではここ数年、防災対策関連の予算を大幅に増額し、「備え」の充実を図っていますが、地震によるブロック塀の倒壊で尊い人命が失われる事態は、想像していませんでした。そこで、公共施設全てのブロック塀を総点検し、まずは子どもたちの命を守るため、教育施設で危険性があると思われる所からブロック塀の撤去を指示しました。さらに、道路に面している民間のブロック塀の撤去につきましても、その一部を補助する制度を新たに創設しましたので、この機会にぜひご利用いただき、より安全なまちづくりにご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

婚姻歴のないひとり親に 対する「寡婦（夫）控除」の みなし適用を実施します

婚姻歴のない（未婚の）ひとり親には、税法上の寡婦（夫）控除が適用されないことから、婚姻歴のあるひとり親と比べ課税所得が高くなり、課税額などを認定要件とする各種制度において、利用に伴う自己負担

額や給付額に差が生じる場合があります。そこで、この差を解消するため、婚姻歴のない（未婚の）ひとり親の人を対象に、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します。

※所得の状況により寡婦（夫）控除のみなし適用を受けても負担額などが減額にならない場合があります。

※みなし適用のため、所得税や住民税の額そのものは変わりません。

◇対象者
市内に住所を有し、左表の対象事業を利用する人で、前年の12月31日および申請日において次の要件を満たす人。

※生活保護受給者は対象外です。

①未婚の母または未婚の父であること（事実婚は除く）。

②未婚の母にあつては、扶養親族またはその者と生計を一にする子がある人。また、扶養する親族である子が500万円以下である人（特別寡婦控除の適用）。

③未婚の父にあつては、生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下である人。

※以上の場合の子とは、20歳未満で、総所得金額が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない人。

◇申請方法
みなし適用を受けるためには、申請が必要です。利用を希望する事業の各担当窓口に必要な書類を提出してください。

・寡婦（夫）控除みなし適用申請書

・申請者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

※発行後3カ月以内のもので、母または父の出生から現在までの内容が記載されているもの。

・対象課税年度の所得証明書（対象課税年度の1月1日の住所が市外にあつた人のみ）

※申請書は各担当窓口へお付けください。

※みなし適用される時期など詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。

対象事業	問い合わせ
保育所保育料、幼稚園保育料（新制度移行園に限る）、認定こども園保育料	こども未来室（内線293）
自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、子育て短期支援利用者負担金、母子生活支援施設入所者負担金	こども未来室（内線208）
児童手当・児童扶養手当（養育者と扶養義務者の所得に限る）・特別児童扶養手当などの所得制限の判定、助産施設入所者負担金	こども未来室（内線203）
未熟児養育医療給付事業、福祉医療費給付事業	福祉医療課（内線163）
障がい福祉サービス費、障がい児通所給付費、補装具費、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付費	障がい福祉課（内線194）
自立支援医療費（更生・育成・精神通院）、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当、身体障がい者自動車改造費補助金	障がい福祉課（内線192）
市営住宅使用料	住宅政策課（内線436）

育児ヘルパー事業の活用を

本市では、子育て家庭を支援するため、産前・産後の体調不良などにより、家事や育児が一時的に困難な家庭に対して、育児ヘルパーを派遣しています。

なお、利用にあたっては事前の利用申請が必要です。

対象者および利用期間
妊婦または出産後8カ月以内の産婦（多胎児の場合は出産後12カ月以内）

利用回数
利用期間内に20回まで（多胎児の場合は40回まで）

※1日1回2時間以内。

利用時間
月々金曜日の午前9時〜午後5時30分（祝

日、年末年始は除く）

利用料
1時間あたり250円（住民税非課税・生活保護世帯は無料）

支援内容
食事の準備・後片付け、居室の掃除、洗濯、買い物、授乳の準備・サポート、沐浴補助、おむつ交換、兄弟の遊び相手、保育所などへの送迎の付き添い（保護者の同伴が必要）

※詳しくは、お問い合わせください。

利用申請
印鑑と母子健康手帳を持参し、こども未来室（内線203）または、保健センター（☎28）5520）へ

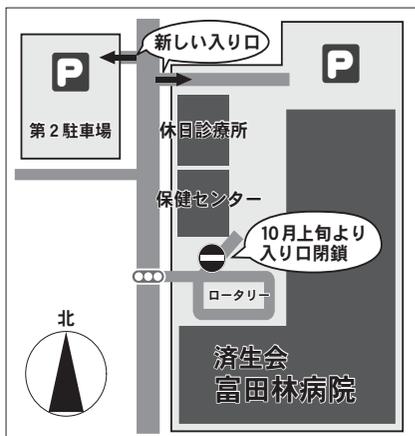
保健センターなどの駐車場の入り口が変わります

済生会富田林病院の建て替えに伴い、10月上旬より、保健センター、休日診療所、済生会富田林病院の駐車場入り口が下図の位置に変更になります。

また、工事により現在の駐車場の一部が使用できなくなるため、新たに第2駐車場を開設します。

大変ご不便をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

問い合わせ 保健センター（☎28）5520



スマホトラブル遭ったらどう?

スマートフォンのマナーを守ろう

●ながらスマホはやめましょう

自転車・自動車の運転中や歩きながらスマートフォンを操作する「ながらスマホ」による事故・事件が多発しています。自分が危険なだけではなく、周囲の人も巻き込む事故につながる恐れがありますので、ながらスマホはやめましょう。



●公共の場所でのマナー

レストランや図書館などの静かな場所では、通話を控え、着信音が鳴らないよう、電源を切るか、マナーモードに設定しましょう。

●安全についてのマナー

病院や飛行機内では、スマートフォンからの電波が電子機器に影響を与える恐れがあり、大変危険です。必ず電源を切りましょう。

問い合わせ 情報公開課 (内線326)

LINE@



～10月1日(月)より
市公式LINE@を開設します～

本市では、「富田林市役所公式LINE@」を開設し、LINEを活用した情報配信サービスを開始します。子育て応援サイト「TonTon」やごみカレンダーにも簡単にアクセスできますので、ぜひ友だち登録をお願いします。

また、LINEの「トーク」機能を利用した、道路や公園施設の破損に関する情報提供窓口も用意しておりますので、ぜひご利用ください。

使い方など詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

◆利用方法

お持ちのスマートフォンなどにLINEアプリをインストールし、以下のいずれかの方法で友だち登録してください。

・「検索」をタップしてID検索で「@tondabayashi」を検索し、「友だちに追加」ボタンを押す。

・右のQRコードを読み込む。

問い合わせ 情報公開課 (内線326)



※画像はイメージです。



風情ある寺内町de

恋する
占いコン

本市では、結婚を真剣に考える若者世代に出会いの場を提供し、結婚へのきっかけとしていただくとともに、将来結婚された際には、優良な居住環境の下で

安心して子育てができる本市への定住を働き掛けるため、本市主催の婚活パーティーを平成30年度中に複数回開催します。
このたび、江戸時代の伝統的な町並みを楽しめる寺内町にて、占いを通して異性と交流できるイベントを次のとおり開催します。
で、ぜひご参加ください。
とき 11月17日(土)、午後1時～
ところ じないまち交流館

対象者 結婚を真剣に考える20歳からおおむね40歳までの人
定員 男女各20人
参加費 1700円
申し込み 10月8日(祝)、(株)トータルマリアージュサポート ☎050(3539)3837へ(申し込み先着順)
※事業に関するお問い合わせは都市魅力創生課(内線420)へ。

親子平和の旅
参加報告

8月6日に広島市で開かれた平和記念式典に、市民代表として、富田 幸子さん・仁菜さん(小学6年生)親子が参加されました。



7月24日、多田市長の平和メッセージと市民の皆さんが折った折り鶴を受け取る富田さん親子

この親子平和の旅では、平和記念式典への参列や平和記念資料館の見学、昨年の「平和を考える戦争展」で市民の皆さんが平和への思いを託して折った折り鶴と市長からの平和メッセージを届けていただきました。

富田さん親子の感想文を、市ウェブサイトに掲載していますので、ぜひご覧ください。
問い合わせ 人権政策課 (内線472)



総務省の 行政相談週間



総務省では、行政相談制度を広く知っていただくため、10月15日(月)～21日(日)の一週間を「行政相談週間」と定め、さまざまな行事を実施します。

近畿管区行政評価局でも総務大臣から委嘱を受けた

行政相談委員による行政相談所を次のとおり開設しますので、毎日の暮らしや国・府・市の仕事などで、「困った」「納得できない」「もっと詳しく知りたい」などの相談がある人は気軽にご利用ください。

とき 10月17日(水)、午前10時30分～午後4時30分

ところ 泉北パンジョ5階パンジョホール(堺市南区茶山台一丁3の1、当日直接会場へ)

■本市の行政相談

総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、皆さんの国の行政に対する苦情やご意見を第三者の立場でお

聴きし、その問題解決に当たります。

■本市の行政相談委員

- 水道 昌之さん
- 不動ヶ丘町15の22 (☎35) 2922)
- 富永 清子さん
- 向陽台二丁目7の25 (☎28) 7088)
- 榊原 壽幸さん
- 喜志町二丁目8の18 (☎23) 3410)

※毎月第3木曜日、午後1時～4時に、市役所1階市民相談室で行政相談を実施しています(当日、直接会場へ)。

問い合わせ 情報公開課 (内線182)

登記無料相談

とき 10月23日(火)、午後1時～4時

ところ 市役所1階市民相談室

内容 土地家屋調査士と司法書士による相続、贈与、遺言、売買、会社設立、土地の分筆・地積更正登記など登記に関するあらゆる相談

定員 6人(申し込み先着順)

申し込み 10月9日(火)～、情報公開課(内線182)へ

行政書士無料相談

とき 10月25日(木)、午後1時30分～4時30分

ところ 市役所1階市民相談室

内容 相続、遺言、成年後見制度、交通事故、離婚、不動産(賃借権・売買)、各種許認可などに関する相談

定員 6人(申し込み先着順)

申し込み 10月9日(火)～、情報公開課(内線182)へ

不動産に関する無料相談

「大阪府宅地建物取引業協会大阪支部」と「(公社)全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部」が連携し、不動産に関する無料相談を実施します。

とき 11月1日(木)、午後1時～4時

ところ 市役所1階市民相談室

内容 住宅の購入や賃貸マンションの契約など不動産を安全に取引するための事前相談(相談時間は1人30分以内)

定員 6人(申し込み先着順)

申し込み 10月9日(火)～31日(水)(土・日曜日を除く午前9時～午後4時)に、(公社)全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部(☎072(263)7222)へ

防災無線による訓練放送を実施



全国一斉に、全国瞬時警報システム「J-ALERT」を用いた情報伝達訓練が実施されます。

本市でも、緊急地震速報の訓練放送を市内44カ所に設置している防災無線により実施します。

短い時間に慌てずに身を守る行動をとるためには、あらかじめどのような行動をとるかを知り、実際に行動をとって経験しておくことが大切です。

皆さんもこれを機会に、

身を守るにはどうしたらよいか考え、その場で行動してみましよう。

●緊急地震速報訓練

とき 11月1日(木)、午前10時ごろ

●全国一斉情報伝達訓練

とき 11月21日(水)、午前11時ごろ

※ただし、気象・地震活動の状況などによっては、訓練の緊急地震速報の発表を中止することがあります。

問い合わせ 危機管理室 (内線9503)

河川の状況が ホームページで確認できます

佐備川(三中橋付近)と石川(金剛大橋付近および河南橋付近)の河川状況(1分間静止画像)が、パソコンやスマートフォンから確認できます。

大雨時の増水状況などを確認いただき、氾濫などの危険が予想される場合、迅速・確実な避難行動をお願いします。

詳しくは府河川室の画像公開システムホームページ
[http://www.wosaka-pref-rivercam.info/index.html] をご覧ください。

問い合わせ 府富田林土木事務所地域支援・防災グループ(☎25)11311



国民健康保険被保険者証を 郵送します

新しい被保険者証は 10月中旬に郵送します

現在使用されている被保険者証は、10月31日(水)で有効期限が切れますので、新しい被保険者証(カード)を10月中旬に簡易書留で郵送します。

■被保険者証が届いたら

新しい被保険者証は、台紙に貼り付けた状態で郵送します。受け取られたら、世帯の国民健康保険加入者全員の被保険者証があるかを確認した上で、台紙から剥がしてください。

※有効期限が切れた被保険者証は、保険年金課に返却していただくか、ご自身で破棄してください。

なお、被保険者証には国の法令などの規定により、裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。

この意思表示は任意ですが、ご記入いただいた場合は台紙裏面の「個人情報保護シール」を貼り付けると、

署名欄などが見えないようにすることができません。

また、同シールには新薬と同じ有効成分でありながら価格が安い「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」希望の意思表示欄を設けていますので、積極的に活用

し、医療費の適正化にご協力ください。

■被保険者証を受け取るこ とができなかったら

郵便物の転送を郵便局へ依頼されているなどの理由で、被保険者証を受け取ることができなかった人は、11月1日(木)以降に、次の方法でお受け取りください。

・住所地への再度の郵送は、保険年金課へお問い合わせください。

・窓口での交付は、運転免許証またはパスポートなどの公的機関発行の顔写真付

き身分証明書と印鑑(認め印可)を持って、保険年金課へお越しください。

《有効期限が短縮される人》

■75歳になる人(昭和18年11月2日〜19年10月31日生まれ)の有効期限は誕生日の前日まで

これは、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行するためです。同制度の被保険者証は、誕生日の前月中に郵送します。

■退職者本人で65歳になる人(昭和28年11月2日〜29年9月30日生まれ)とその

被扶養家族、または被扶養家族で65歳になる人の有効期限は誕生日の末日まで
これは、退職被保険者から一般被保険者になるためです。一般被保険者証は、誕生月の中旬に郵送します。
問い合わせ 保険年金課
(内線150、151)



高齢者を対象とした インフルエンザ予防接種を実施しています

対象者

- 満65歳以上で希望する人
- 心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫機能に障害を有し、身体障がい者手帳1級または同程度の障がいがある満60歳以上65歳未満で希望する人

接種回数 1回

実施期間 10月1日(月)〜平成31年1月31日(木)

実施医療機関 4月号広報に折り込みの「平成30年度保健事業案内」に記載

※かかりつけの医療機関が河内長野市、大阪狭山市、羽曳野市にある場合は、接種可能か医療機関へお問い合わせください。

費用 1000円

※市外の施設や病院に入所・入院中の人で、接種費用が1000円を超えた場合は保健センターへご相談ください。

※生活保護受給世帯の人は無料で受けることができますので、接種前に保健センターまたは生活支援課(内線165)へお問い合わせください。

受けることができない人

- ・体温が37.5度以上の人
- ・ワクチンの成分によってアナフィラキシー(接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗、全身にひどいじんましん、吐き気、息が苦しいなどの全身反応のこと)を起こしたことが明らかな人
- ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ・過去に、接種後2日以内に発熱のみられた人および全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- ・過去に免疫不全の診断がなされている人
- ・その他医師が不適当な状態と判断した人

持ち物 健康保険被保険者証、介護保険被保険者証または住所、氏名、生年月日が確認できる書類、身体障がい者手帳(満60歳以上65歳未満の人)

その他

- ・予診票は医療機関に備え付けています。受ける前に記入してください
- ・現在通院(治療)中の人やアレルギー、免疫不全の人は主治医に予防接種を受けられるか、よくご相談ください

問い合わせ 保健センター ☎(28)5520



市営錦織・甲田住宅、 市営若松団地の 入居者を募集します

募集住宅・戸数など
のとり
左表

	住宅名/住所	交通機関	募集戸数	構造	間取り/建築年 (募集対象者)
一般募集 (公営住宅)	錦織住宅/ 錦織南二丁目	近鉄長野線 滝谷不動駅下車 徒歩約20分	2戸	高層一部中層RC造 (エレベーター有)	3DK/H10築 浴室・浴槽あり (2人以上の世帯)
一般募集 (公営住宅)	錦織住宅/ 錦織南二丁目	近鉄長野線 滝谷不動駅下車 徒歩約20分	1戸	中層RC造 (エレベーター有)	2DK/H11築 浴室・浴槽あり (2人以上の世帯)
一般募集 (公営住宅)	甲田住宅/ 甲田三丁目	近鉄長野線 川西駅下車 徒歩約7分	1戸	中層RC造	3DK/H5築 浴室あり・浴槽なし (2人以上の世帯)
親子等近居・ 地域コミュニティ 募集 (公営住宅)	若松団地第3 住宅/ 若松町一丁目	近鉄長野線 富田林駅下車 徒歩約5分	1戸	高層RC造 (エレベーター有)	2DK/H28築 浴室・浴槽あり (2人以上の世帯)
親子等近居・ 地域コミュニティ 募集 (公営住宅)	若松団地第3 住宅/ 若松町一丁目	近鉄長野線 富田林駅下車 徒歩約5分	2戸	高層RC造 (エレベーター有)	1DK/H28築 浴室・浴槽あり (2人以上の世帯) ※高齢者などの単身者可。

申込資格 次の全てに該当する人

- ① 現在住宅に困っている人
- ② 市内在住・在勤の人
- ③ 同居または同居しようとする親族がある世帯
- ④ 保証人がある人
- ⑤ 公営住宅法に基づく収入基準に合う人
- ・ 申込家族全員（申込者と同居人）の収入を含めた計算後の月収額が15万8000円以下の人
- ・ 公営住宅については、裁量階層世帯（高齢者、障がい者などの世帯）に該当しない

る人で、計算後の月収額が15万8000円を超え25万9000円以下の人でも申し込みができます

- ⑥ 申込者が独立の生計を営む人で家賃、共益費を払うことができる人
- ⑦ 申込者および同居しようとする親族が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でない人

※親子等近居募集は、介護や地域コミュニティの推進を図るため、第一中学校区内に2親等以内の親族が居住しており、近居することにより双方の利益が見込まれる世帯に限ります。

※地域コミュニティ募集は、地域でのコミュニティの推進を図るため、申込者が第一中学校区内に6カ月以上継続して居住または勤務されている世帯に限ります。

申込書の配布 10月1日(月)～15日(月)（土・日曜日、祝日は除く）に、住宅政策課、金剛連絡所、人権文化センター、南河内府民センターで配布

申し込み 10月1日(月)～15日(月)（消印有効）に、指定の封筒で郵送（申し込み多数の場合抽選）

問い合わせ 住宅政策課（内線436、437）

広告入り窓口封筒の 無償提供者を募集

本市では、市民サービス向上のため、地元企業などの広告を掲載した封筒を窓口を設置し、来庁者の皆さんに利用していただいています。

このたび、平成31年度より使用する広告入り窓口封筒を作成し、無償で提供していただける事業者を募集します。

※広告主は、事業者で募集していただきます。

申し込み 10月1日(月)～15日(月)（土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分）に、市民窓口課（内線134）へ



ダウンロード申請書によるパスポートの 申請受け付けが始まります

10月1日(月)より、本市を含む国内のパスポート申請窓口において「ダウンロード申請書」による申請の受け付けが可能となります。詳しくは、外務省ホームページ [https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html] をご覧ください。

問い合わせ 市民窓口課（内線136）

マイナンバーカードの日曜交付

マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

とき 10月7日(日)、11月4日(日)、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室（日曜窓口コーナー）

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）



第2回まちづくりサポーター育成講座

～ひとをつくり まちをつくる～

まちづくりは、暮らしに関するさまざまな分野に係ることから、市民の皆さんが担い手となって、身近なことから活動を進めることが必要であり、そのような活動の積み重ねが、より良いまちづくりにつながります。

第2回目となる今回は「防災力の高い金剛地区を目標として、広める深める地域のつながり」をテーマに講座を開催しますので、ぜひ参加ください。

ひご参加ください。
 とき 10月28日(日)、午後1時～3時
 ところ 金剛連絡所2階大ホール
対象者 市内在住・在勤・在学中、まちづくり活動に興味がある高校生以上の人
 ※金剛地区(高辺台、久野喜台、寺池台)を主なフィールドとしてまちづくり活動を実践していただける人を募集します。
定員 15人
受講料 無料
申し込み 10月19日(金)(消印有効)までに、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を、まちづくり推進課(☎584・8511常盤町1の1)(内線452)・FAX(24)0269・Eメール matidukuri@city.tondabayashi.nagasakiへ(郵送、電話、ファクス、Eメール申し込み可)
 ※申し込み多数の場合抽選。結果は全員に通知します。
 ※第3回は、12月8日(出)、午後1時～4時、第4回は平成31年1月26日(出)、午前10時～正午に開催します。詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

創業セミナー

本市でこれから創業される人を対象に、創業に関するノウハウが無料で学べる「創業セミナー」を開催します。同セミナーを受けていただくと創業に必要な経費の一部補助など、さまざまな優遇制度を利用することができます。また、子育て世代向けに託児もありますので、ぜひご参加ください。

※優遇制度など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ウェブサイトをご覧ください。

とき 11月13日(火)、20日(火)、27日(火)、12月4日(火)、午後7時～9時(全4回)

ところ 富田林商工会館

定員 30人 ※託児あり(要予約)。

参加費 無料

申し込み 10月9日(火)～、富田林商工会〔☎(25)1101〕または商工観光課(内線482)へ(申し込み先着順)

これからの知的財産活用入門セミナー

とき 10月25日(木)、午後2時～4時

ところ 富田林商工会館

内容 新商品開発で知っておきたい商標権について、企業における知財活動の在り方について

定員 40人 **参加費** 無料

申し込み 10月9日(火)～、富田林商工会〔☎(25)1101〕へ(申し込み先着順)

IT/IOT活用セミナー

とき 10月30日(火)、午後1時～4時

ところ 富田林商工会館

内容 IT/IOTの活用について、IT/IOTの取り組みについて(事例紹介)

定員 30人 **参加費** 無料

※セミナー終了後、個別での相談を受け付けます。

申し込み 10月9日(火)～、富田林商工会〔☎(25)1101〕へ(申し込み先着順)

医療事務・調剤事務セミナー

就職活動中の若者や子育てをしながら働きたいと考えている女性などを対象に、同セミナーを開講し、就職に向けた資格取得を支援します。

託児もありますので、ぜひご参加ください。

とき 10月29日(月)～12月11日(火)の原則毎週月・火曜日、午前10時～午後4時(全14回)

ところ レインボーホール(市民会館)

対象者 市内在住の医療事務・調剤事務への就職希望者

定員 20人 ※託児あり(要予約)。

参加費 6480円(テキスト代)

申し込み 10月6日(土)～24日(火)に、株式会社WAVEホームページ〔<https://www.waveltd.co.jp/tondabayashi>〕へ(申し込み先着順)

問い合わせ 商工観光課(内線482)

講演会&三杯コント

それ、セクハラです!

日常会話に潜むハラスメント

「まだ結婚しないの?」
 何気ない一言が相手を傷つけることがあります。
 日常生活の中のどんな言動がハラスメント(嫌がらせ)になるのか、境界線に分かりにくいハラスメントについて、みんなで考えてみませんか。
とき 10月27日(出)、午後1時30分～3時

ところ 金剛公民館ホール
内容 岡本 聡子さん(NPO法人ふらつとスペース 金剛相談役)による講演、ピンコロ座によるオリジナル川柳コント
定員 50人(当日、直接会場へ)
参加費 無料
問い合わせ 人権政策課(内線474)

府最低賃金が改正

10月1日(月)より、府最低賃金の金額が改正されます。

これにより、使用者は労働者に対して、次の金額以上の賃金を支払う必要があります。

時間額 936円

※パート、アルバイトなどを含む全ての労働者に適用されます。

※特定の産業の労働者については、別に特定最低賃金が定められています。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 大阪労働局賃金課 [☎06(6949)6502]

10月より防災無線の定期放送時間が午後5時に変わります

本市では、災害危険区域や市立小学校など市内44カ所に設置している防災無線を活用し、毎日午後6時に童謡「夕焼け小焼け」を定期放送しています。

これは、災害発生時に備えた平常時の放送点検と、子どもたちに帰宅を呼び掛けるために実施しています。

夕暮れが早くなる10月～翌年2月の間は、定期放送の時間を午後6時から午後5時に変更しますので、お間違えないようご注意ください。

問い合わせ 危機管理室 (内線9503)

10月は「府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間です

結婚差別や就職差別などは、重大な人権侵害をもたらします。

同条例は、基本的人権を擁護するため、個人および土地に関する事項の調査にあたって、部落差別事象を引き起こす恐れのある調査、報告などの行為を規制しています。同条例の趣旨である「差別につながる個人調査や土地調査の依頼はしない」「依頼があっても調査や報告はしない」を十分理解し、差別のない、人権の尊重された社会を築いていきましょう。

また、他人の戸籍謄本や住民票は、原則として弁護士、司法書士などが職務目的で入手することしかできません。

委任状の偽造などによる不正取得は違法行為です。

問い合わせ 府人権局人権擁護課 [☎06(6210)9282]

学校給食用物資納入業者登録申請を受け付け

市小・中学校給食会では、平成31～33年度の学校給食用物資納入業者の登録申請を受け付けます。

登録申請書の配布・受け付け 10月1日(月)～、富田林学校給食株式会社(学校給食センター内)で配布する申請書(小・中学校共通様式)に必要な書類を添付し、10月17日(水)～25日(木)(土・日曜日を除く午前8時～午後4時)に、富田林学校給食株式会社へ(郵送不可)

※受け付け後、審査の上登録します。

※その他、登録要件など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 小学校給食用物資納入業者登録に関することは同センター内市小学校給食会事務局(富田林学校給食株式会社)[☎(26)8039]、中学校給食用物資納入業者登録に関することは同センター内市中学校給食会事務局[☎(69)4919]

ごみ収集車の火災事故が発生しました

先日、収集物が原因と考えられる、ごみ収集車の火災事故が発生しました。

火災事故の多くは、中身が残ったままのガス缶やスプレー缶、使い捨てのライターなどがごみに混入され、収集時にこれらから漏れたガスや燃料に火花が引火したことが原因と考えられます。

■収集作業中の火災事故を発生させないために

ガス缶やスプレー缶を捨てる時は、必ず中身を使い切ってから風通しが良く火の気のない所で穴を開け、資源カン・ビンの収集日に出してください。

使い捨てのライターは残ったガスを出し切ってから燃えるごみで出してください。

収集作業中の火災事故は収集車などに甚大な被害が出るだけでなく、人命に関わる重大な事故につながる危険性もありますので、皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ 衛生課(内線144～146)

PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む電気機器は処分期間内に処理しなければなりません!

事務所や自宅などで、PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む電気機器(変圧器、コンデンサー、業務用の照明用安定器など)を保管・使用していないか、事業所の電気室、キュービクル、倉庫などの点検をお願いします。

PCBを含む電気機器などは、処分期間内(高濃度=平成32年度末まで、低濃度=38年度末まで)に処理が必要で

す。

PCBを含む電気機器などの確認方法や届け出の方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 府産業廃棄物指導課 [☎06(6210)9570]

正しく使おうLPガス

10月は「LPガス消費者保安月間」です。

ご家庭や事業所、行事などで利用されているLPガスは、私たちににとって身近なエネルギーであり、正しく扱えば安全で大変便利なものですが、取り扱いを誤ると一酸化炭素中毒事故やガス漏れ事故などにつながる恐れがあります。

次の点に十分注意し、LPガスを正しく安全に使用しましょう。

- ・ガス器具を使うときは換気をする
- ・点火するときは必ず目で見て確認する
- ・ガス栓カバーやゴムキャップを使用し誤開放を防止する

問い合わせ 市消防本部予防課 [☎(23)1124]

ハロウィンジャンボ宝くじ発売!

1等・前後賞合わせて5億円が当たるハロウィンジャンボ宝くじが発売されます。

同宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。府内の宝くじ売り場でお買い求めください。

発売期間 10月1日(月)～23日(火)

問い合わせ (公財)府市町村振興協会 [☎06(6941)7441]



11月3日(祝)、4日(日)の各公民館で「公民館まつり」を開催します。各館とも舞台発表、作品展、模擬店・バザーなど、子どもから大人まで楽しめるイベントが盛りだくさんです。3館連絡シャトルバスも運行しますので、ぜひお越しください。

中央・東・金剛公民館で同時開催

公民館まつり

11月3日(祝)、4日(日)

■ 3日(祝)の催し

〈中央公民館〉

- ・似顔絵 午前10時～正午(定員10人)
- ・お茶会 午前10時～(午後2時最終受け付け)
- ・指編み体験教室 午前10時～午後3時(材料費実費)
- ・囲碁自由対局 午前10時～午後3時
- ・こどもフェイスペイント 午前10時～午後4時の間に5回 ※定員各10人(先着順)。

・人形劇(マリオネット) 午前11時～正午

・青空手話教室 午後1時30分～3時

・アンサンブル演奏会 午後1時30分～2時

・寄席(落語) 午後2時30分～4時30分

[出演=笑福亭 松五(落語家)ほか]



〈東公民館〉

・お茶会 午前10時～(午後2時最終受け付け)

・ご当地アイドル見参! 午前10時～10時30分 [出演=ご当地アイドルユニット「河内天誅組」]

・舞台発表 午前10時30分～午後2時30分

〈金剛公民館〉

・オープニングコンサート 午前10時～ [出演=小金台小学校和太鼓サークル「鼓雅音」]

・お茶会 午前10時～(午後2時最終受け付け)

・工作コーナー 午前10時～午後1時

・ニコニコ健康相談 午前10時～午後0時30分

・紙芝居 午前11時～正午

・クラブ体験教室(3B体操、太極拳、フォークダンス、気功太極拳) 正午～午後3時45分

※運動のできる服装・靴で参加してください。

・社交ダンスパーティ 午後6時～8時30分

※床面保護シールを貼ったダンスシューズ持参。

〈各館開催〉

・作品展示 午前9時～午後5時

・模擬店・バザー 午前9時45分～午後3時(売り切れ次第終了)

■ 4日(日)の催し

〈中央公民館〉

・居合演武と体験会 午前10時30分～11時30分

・お茶会 午前10時～(午後2時最終受け付け)

・「きらきらイケ花」を作ろう! 午前10時～午後2時45分の間に5回 ※定員各10人(先着順)。

・カフェコーナー 午前10時～午後3時

・似顔絵 午後1時～3時(定員10人)

・舞台発表 午後1時30分～3時45分

〈東公民館〉

・子ども将棋教室 午前9時～正午

・ポン菓子の実演販売 午前11時～午後2時

※小学生以下には無料配布します。

・名画劇場「SING/シング」午後1時30分～(108分)

※入場無料。

〈金剛公民館〉

・市民囲碁手合い 午前9時～正午

・工作コーナー 午前10時～午後1時

・バルーンアート 午前10時～午後1時

・盲導犬紹介コーナー 午前10時～午後2時

・舞台発表 正午～午後3時50分

〈各館開催〉

・作品展示 午前9時～午後4時

・模擬店・バザー 午前9時45分～午後3時(売り切れ次第終了)



3館連絡シャトルバスを無料運行

金剛公民館 発		東公民館 発		中央公民館 発	
時	分	時	分	時	分
9	00	9	20	9	40
10	00	10	20	10	10
11	00	11	20	11	10
12		12		12	
13	00	13	20	13	10
14	00	14	20	14	10
15	00	15	20	15	10
16	00	16	20	16	10

※交通事情により発着が遅れることがあります。
 ※定員を超えた場合は、出発時間前に発車することがあります。
 ※小学3年生以下の子どもだけでの乗車はできません。

※特に記載のない催しは、当日直接会場へ。ただし、当日予約が必要な催しもあります。また、各催しの開催時間は変更になる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

※模擬店、バザーなどの収益の一部は、被災地への義援金など福祉活動に寄付します。

問い合わせ 中央公民館 [☎(24)3333]、東公民館 [☎(25)1772]、金剛公民館 [☎(28)1121]